

# 国際陸上競技連盟競技会規則 及び国内適用

(2015年11月1日 IAAF改正)

(2016年6月17日 IAAF「定義」、第1章、第2章追記)

(2016年12月1日 IAAF第2章追記)

(2012年4月1日国内適用改正)

## 定 義

### エリア

6つの地域陸連のいずれか1つに加盟するすべての国と地域で構成される地理的なエリア。

### 地域陸連

憲章において、加盟団体は世界を6つの地域に分けたその1つに属し、その地域における陸上競技の振興育成に責任を有する、IAAFの地域陸連をいう。

### 競技者代理人

IAAF競技者代理人規程に基づいて、競技者代理人として正式に承認され登録された個人をいう。

### 競技者代理人規程

IAAFカOUNシルによって随時採択される競技者代理人規程をいう。

### 競技者支援要員

コーチ、トレーナー、監督、競技者代理人、エージェント、チームスタッフ、役員、医療従事者、親、その他の者で、国際競技会に参加する競技者または競技者居住国の陸連に雇用される者あるいは協力する者をいう。

### 陸上競技

トラックとフィールド競技、道路競走、競歩、クロスカントリー競走、マウンテンランニングおよびトレイルランニングをいう。

### CAS

ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所をいう。

## **市民**

ある国の法律上の市民権または地域の場合、地域の親の国の法律上の市民権および適用される法律に基づくその地域の適正な法律上の地位をもった人をいう。

## **市民権**

ある国の法律上の市民権または地域の場合、地域の親の国の法律上の市民権および適用される法律に基づくその地域の適正な法律上の地位をいう。

## **クラブ**

IAAFの加盟団体の規則に基づいて、当該加盟団体に登録している競技者のクラブあるいは団体をいう。

## **コミッション**

憲章の規定に基づき IAAF カウンシルから選任された IAAF のコミッションをいう。

## **憲章**

IAAFの憲章をいう。

## **カウンシル**

IAAFのカウンシルをいう。

## **国**

世界で自ら統治している地理的地域を保有し、それが国際法および国際的統治団体に独立した国家として承認されているものをいう。

## **IAAF**

国際陸上競技連盟をいう。

(The International Association of Athletics Federations)

## **国際競技会**

規則第1条1項に掲げたすべての国際競技会。

## **国際招待大会**

大会組織委員会の招待によって2カ国以上の加盟団体に所属する競技者が参加する陸上競技大会。

## **国際レベルの競技者**

IAAFにより国際レベルと認定された検査対象者登録リスト内に

掲載されている競技者、もしくは本規則第35条7項で定める国際競技会において競技する競技者。

## IOC

国際オリンピック委員会をいう。

## 加盟団体

IAAFに加盟している陸上競技の国内統轄団体をいう。

## 会員資格

IAAFの会員である資格をいう。

## 陸連

本規則に基づき競技者、競技支援要員またはその他の人が所属している IAAF の加盟団体をいう。

## 中立競技者

競技会規則第22条1項Aに指定されている通り、カウンシルより一個人として一つまたは複数の国際競技会の例外的な参加資格を受けており、カウンシルより指定された係る参加資格の条件を該時に満たす競技者。別に明確な定めがない限り、競技者に係る全ての規則および規程は同様に中立競技者にも適用される。コーチ、トレーナー、監督、競技者代理人、エージェント、チームスタッフ、役員、医療従事者、親、その他の者で、国際競技会に参加する中立競技者に雇用される者あるいは協力する者はこれら規則の適用上、競技者支援要員と定義する。

## 規定

カウンシルで随時可決される IAAF の規定をいう。

## 居住地

居住地とは、競技者が、主要かつ永続的な家庭を持っているとして関係当局に登録している場所または土地をいう。

## 規則

IAAFの競技会規則ハンドブックに規定されている競技会規則をいう。

## 競技規則

IAAF 競技会規則ハンドブック第5章に定められている規則をいう。

## 地域

地理的な地域または地方であり、国家ではないが、自己統治を確実に行い、少なくともスポーツの統轄を自主的に行っており、それが IAAF に承認されているものをいう。

#### **ワールドアスレチックシリーズ**

4年を単位とする IAAF の公式競技会プログラムにおける主要な国際競技会をいう。

注1：上記の定義は、第3章（アンチドーピング及び医事規則）で同じ用語について別に定義されている場合を除き、すべての規則に適用される。（例）上記の「国際競技会」の定義は、第3章以外のすべての規則に適用される。第3章の定義は、アンチドーピング及び医事規則にのみ適用される。

注2：男性について触れた場合は、すべて女性も含まれており、また、単数について触れた場合は、すべて複数も含まれているものとする。

注3：IAAF の出版物で英語版と仏語版が発行されている “The Referee” / “Le Juge Arbitre” は、競技会規則の解釈及び解釈のための実践的ガイダンスが提示されている。

注4：2015年 IAAF 総会または IAAF カウンシルにより承認された IAAF 競技会規則 2016-2017 では、該当する規則の改正部分（文章上の修正を除く）には余白に二重縦線をつけてあり、特に注釈がない限り、2015年11月から有効となる。